

第24回古河関東ド・マンナカ祭り出店要項

1. 出店資格

出店者の範囲は下記のとおりとする。

- ・古河市商工会、古河市工業会又は古河商工会議所に加盟しており、市内で店舗営業している者。
- ・茨城むつみ農業協同組合総和地区、姉妹都市、各種団体。
- ・その他、実行委員会が認めた者。

2. 共通事項

- ・出店に係る負担金は下表のとおりとし、出店申込時に全額を納入してください。

項目	負担金額	規格等
テント	33,000円	間口5.4m×奥行3.6m 三方幕付
テーブル	1,500円	幅1.8m×奥行0.6m クロス付
コンセント	3,000円	差込2口、100V
イス	500円	折りたたみイス

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テントを三方幕付といたします。また、飛沫防止の観点から、顧客と接する面については、出店者において飛沫防止シート等の設置を義務といたします。また、金銭のカルトンでの授受、マスク着用の徹底、こまめな手指の消毒、持ち帰りの推進など、新型コロナウイルス感染症対策を万全に行ってください。
- ・イベントは雨天決行としますが、荒天が見込まれる場合には、来場者の安全を考慮し、開催中止とする場合があります。また、急な荒天等やむを得ない事情によりイベント当日に開催中止とする場合や、時間短縮を行う場合があります。いずれの場合も出店負担金の返金や商品等の補償は行いません。
- ・出店配置は実行委員会により決定し、9月開催予定の出店者会議においてお知らせいたします。
- ・出店するテントの店頭には、出店名を表示してください。材質・規格は問いませんが、テントに傷をつけるような設置方法や、会場内設備を使用する設置方法は禁止とします。
- ・水道設備の占用は禁止とします。
- ・営業活動に伴い生じたゴミは持ち帰りとします。
- ・会場内の静粛を確保するため、発電機の利用は禁止とします。電気機器を使用する場合には主催者が用意するコンセントの利用申し込みをお願いいたします。なお、コンセント1個あたりの使用量は1500Wを上限とします。
ショート等を起こした場合、他の利用者の電気機器が使用できなくなりますので、使用する機器は名称・容量について出店申込書に明記する他、当日の使用にあたっては上限を超えないよう十分に注意してください。
- ・出店申込書に記載した提供品目に変更がある場合は、令和4年9月22日（木）午後5時までに、事務局まで連絡し、変更内容について報告をしてください。特に飲食物を取り扱う場合、事前連絡なく変更や追加された品目については販売を中止していただく場合があります。
- ・火気を使用する場合、必ず消火器を準備してください。

3. 飲食物取扱いの場合

- ・調理を行う場合、必ず手洗い場（流水式）を設置し、石けんによる手洗いを徹底すること。また、雨・直射日光・砂塵・ほこり等を防ぐ措置を行い、衛生確保と食中毒の予防には十分な配慮をお願いいたします。
- ・会場内の特設流し台及び排水溝等への食べ残し、油等の廃棄は禁止とします。
- ・主催者は食中毒など、出店者の責任による賠償等の対応は行いません。飲食物を取り扱う場合には食中毒等に対応する保険（食品事業者総合保険／食品賠償保険共済等）に加入するなど、出店者ごとに対応してください。
- ・調理を行う場合でイベント当日営業活動を行う方は、腸内病原菌検査（検便）を受け、その結果の写しを9月までに古河市役所産業部商工観光課又は古河市商工会総和事務所まで提出してください。
○腸内病原菌検査・・・茨城県食品衛生協会（古河保健所内）
TEL：0280-31-5802
毎週火曜日 午前9時～午前11時まで
（祝祭日及び祝祭日の前日を除く）
- ・ビール等を開栓せず提供する場合など、酒類販売にあたり税務署の許可を必要とするものを提供する場合には、許可証の写しを主催者まで提出してください。

4. その他事項

- ・上記に基づく運営スタッフの指示・指導に従っていただけない場合や、主催者がお祭り運営上不適当と判断するような行為がある出店者については出店停止の措置を行う場合があります。出店停止を受けた出店者は即時営業を中止していただくほか、翌年度以降本イベントへの出店はお断りいたします。また、出店停止による損害等の責任は負いかねます。

《問合せ》

古河関東ド・マンナカ祭り 事務局

○古河市商工会会員の方

古河市商工会 総和事務所

TEL：0280-92-4500

FAX：0280-92-4502

○上記以外の方

古河市役所 産業部 商工観光課

TEL：0280-22-5111(内線 2407～2409)

FAX：0280-22-5189